

大分市自治基本条例検討委員会
第11回理念部会

平成22年9月17日(金) 16時半～
大分市役所 第二庁舎6階 603会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について

(2) その他

基本理念及び基本原則の修正に関わる腹案について

平成 22 年 9 月 1 日の自治基本条例全体会において、参加委員より、
基本理念の 1 号が他の号と性質が違うように感じられる
基本原則の 1 号と 3 号が類似しているように感じられる
との指摘がされた。

1. 理念部会における議論によって得られたコンセンサス
基本理念は、コンセプト、基本となる考え方である。
基本原則は、実際にまちづくりを行う際の具体的な取組み(=手段)である。
理念として重要なのは、市民の幸せな暮らしを目指すまちづくりの実現で
ある。
を前提に検討を行なう。

2. 基本理念の検討

(基本理念 現行案)

第 条 本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする。

- (1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり
- (2) 市民主権のまちづくり
- (3) 協働のまちづくり

(基本理念 事務局修正案)

第 条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すまちづくりを進めることを自治の基本理念とする。

- 2 本市の自治は、市民主権の原理に基づくものでなければならない。
- (3 本市は、協働を進めることにより基本理念の実現を目指す。)

(参考 修正案経過)

第 条 本市は、市民主権による市民の幸せな暮らしの実現を目指すまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

3. 基本原則の検討

(基本原則 現行案)

第 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民がまちづくりに参加すること。

(2)情報共有の原則

市政及びまちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)平等と機会均等の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(基本原則 事務局修正案)

第 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。